
企画調整課



1. 博物館の振興について
2. 劇場・音楽堂等の振興について
3. 新型コロナウイルス感染症対策について
(催物の開催制限等について)
4. 国立文化施設等について

1. 博物館の振興について

現状・課題

【現状】

● 博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- ・社会教育施設として、資料の
①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究
を行う機関
- ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- ・学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等

【課題】

● 設置形態の多様化

- ・約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
- ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

1. 博物館機能強化推進事業 424百万円

① Innovate MUSEUM 事業 319百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に関する先進的な取組みとして（1）地域課題対応事業、（2）ネットワークの形成による広域等課題対応事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

② 博物館の経営改善・機能強化の促進事業 105百万円

博物館法の改正による制度見直しを見据えて、国として実施する必要のある（1）新たな課題への対応のための組織改革の取組の促進、（2）新制度の実行のための体制整備等について実施。

2. 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン 2,164百万円

①文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業 2,070百万円

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の実施等のための事業について支援。

②博物館等の国際交流の促進事業 52百万円

海外博物館等との連携による双方の学芸員等による共同調査・研究やデジタルアーカイブやレプリカ等のコンテンツを活用した事業を展開し、事業の効果検証を通じて、持続的な国際モデルを構築。

3. 美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業 44百万円

我が国が誇る有力な美術品を「ナショナル・コレクション」として国内外に発信すべく、美術館・博物館における管理の徹底及び民間に所在する美術品の捕捉をDXを通して実現。

3. 地域ゆかりの文化資産展示支援 1,440百万円の内数

文化庁や国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財の地方博物館での展覧会を支援（日本博予算の一部を活用）。 ※国際観光旅客税予算を活用

4. 国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開 8百万円

「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催するための費用（作品輸送、保険、リーフレット印刷）等を支援。

5. 被災ミュージアム再興事業 245百万円

東日本大震災で被災した博物館資料の修理への支援

6. 国立アイヌ民族博物館の運営等 1,610百万円

令和2年7月に開館した国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）の管理運営費を計上。年間来場者数100万人の達成を目標。アイヌ施策推進法に基づくアイヌ文化振興事業への支援。

7. 国立文化施設の機能強化・整備 20,288百万円の内数

独立行政法人国立科学博物館運営費交付金 2,546百万円

独立行政法人国立美術館運営費交付金 8,423百万円

独立行政法人国立美術館施設整備費 400百万円

独立行政法人国立文化財機構運営費交付金 8,918百万円の内数

背景・課題

博物館は、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野においてもその中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。令和元年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始している。

これからの博物館に求められる役割（5つの方向性）

- ①「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承
 - ②「わかちあう」 文化の共有
 - ③「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ
 - ④「むきあう」 社会や地域の課題への対応
 - ⑤「いとなむ」 持続可能な経営
- 博物館法制度の今後の在り方について
(文化審議会博物館部会 令和3年7月)

事業内容

文化審議会博物館部会において「これからの博物館に求められる役割」（5つの方向性）が提示され、これまで博物館が担ってきた基本的な役割とともに、新たに社会的・地域的な課題への対応と、持続可能な経営基盤の確立の必要性が示された。これを踏まえた博物館法の改正を見据えて、本事業では博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。

(1) Innovate MUSEUM 事業

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ノウハウ等の共有による課題解決の取組を支援する。

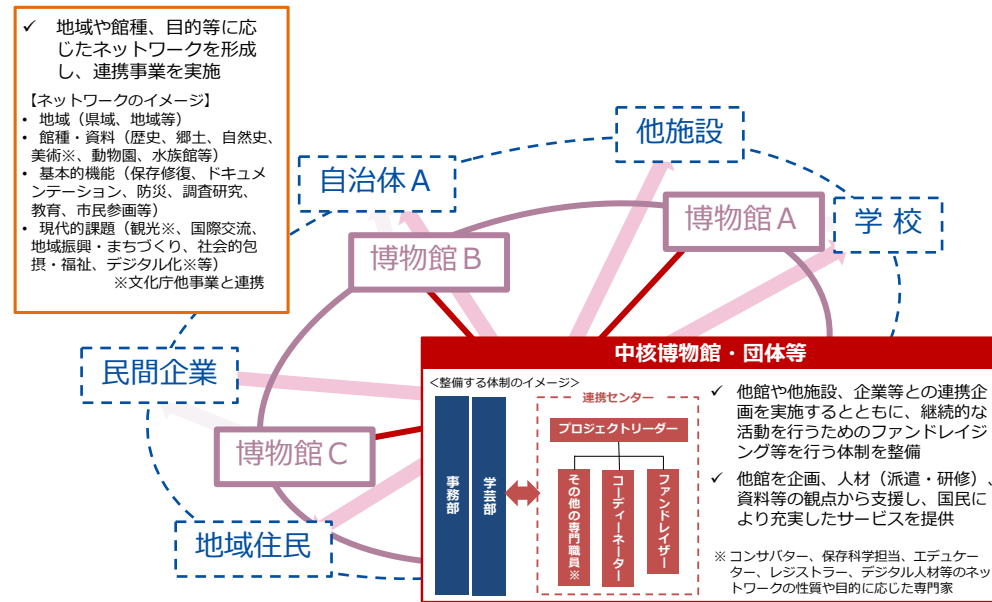
- 件数・単価：①地域課題対応支援事業 36件×4百万円
- ②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業 5件×30百万円
- 事業期間：令和4年度～

(2) 博物館の経営改善・機能強化の促進事業

博物館法の改正による制度見直しを見据えて、国として実施する必要のある①新たな課題への対応のための組織改革の取組の促進、②新制度の実行のための体制整備等実施する。

- 件数・単価：①新たな課題への対応のための組織改革の取組の促進 2件×10百万円
- ②新制度の実行のための体制整備 1件×18百万円
- 事業期間：令和4年度～

博物館ネットワークの形成支援事業の実施体制(イメージ)

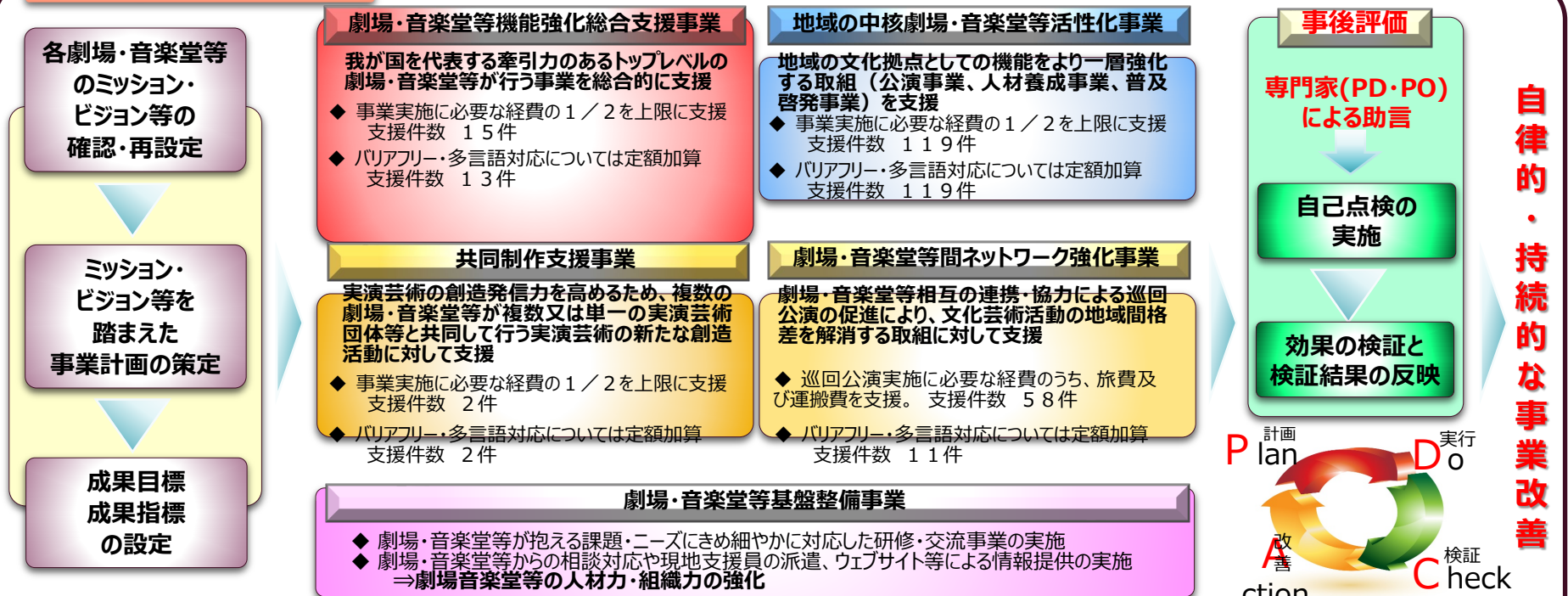


3. 劇場・音楽堂等の振興について

事業の目的

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の**実演芸術の創造発信**や**専門的人材の養成、普及啓発のための事業**、**劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援**することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、**文化芸術立国の実現に資する**ことを目指す。

事業の概要



- ・我が国のアーツカウンシルとしての機能を有する独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家（PD・PO）を活用し、事業に対する事後評価を引き続き実施し、検証結果を今後の事業の選定に反映させる。
- ・これらの取組により、劇場・音楽堂等の自律的・持続的な事業改善の循環を作り出す。
- ・**バリアフリーや多言語対応を支援を拡充し、全ての人が文化芸術に親しむことができる拠点づくりを推進する。**

概要

公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合においては、固定資産税・都市計画税額の3分の1を減額する。本特例措置は、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成を牽引し、共生社会の実現を図ることを目的とする。

【令和6年3月31日まで延長（2年間）】

【特例内容】

固定資産税・都市計画税・・・1/3減額（改修工事完了の翌年から2年間）

【特例要件】

- ① **実演芸術の公演の用に供する施設**である旨の証明があること。（文部科学大臣の証明）
 - ・実演芸術の公演と鑑賞のための設備（舞台及び客席等）を備えていること。
 - ・実演芸術に関する事業を実施している日が、施設の実使用日中、過半数を占めていること。
- ② 高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的とした**改修工事**であること。
 - ・新築ではなく、修繕又は模様替等の改修であること。
- ③ ②の改修工事が**建築物移動等円滑化誘導基準に適合**している旨の証明があること。（市町村長の証明）
- ④ ②の**改修工事が完了した日から3月以内に**、①及び③の証明を含め、**所在市町村に申告書の提出**をすること。



特例内容

<建築物移動等円滑化誘導基準>

建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅
- ・車いす使用者用のトイレが必要階にある など

※建築物特定施設

出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内通路、駐車場 など

ぜひご活用
ください！
ご連絡お待ちしております！



※本税制は平成30年度から創設されたもので、令和5年度まで継続して活用できることとしております。

（案 内）文化庁HP：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/chiiki/1406376.html>

（問合せ先）文化庁企画調整課総括係 TEL：03-5253-4111（内線3143） e-mail：bireki@mext.go.jp



4. 新型コロナウイルス感染症対策について

感染状況に応じたイベント開催制限等について(令和4年2月10日現在)

		安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の 区域		収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
	収容率(注3)	100%(注2)	大声なし: 100% 大声あり: 50%
重点措置 地域	時短	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)
	人数上限(注3)	20,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注5)(注6)	5,000人
	収容率(注3)	100%(注2)	大声なし: 100% 大声あり: 50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)
	人数上限(注3)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注5)(注6)	5,000人
	収容率(注3)	100%(注2)	大声なし: 100% 大声あり: 50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(注2) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注4) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

(注5) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする

(注6) 都道府県の判断により、対象者全員検査等の活用を行わないことも可能。重点措置地域においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することも可能

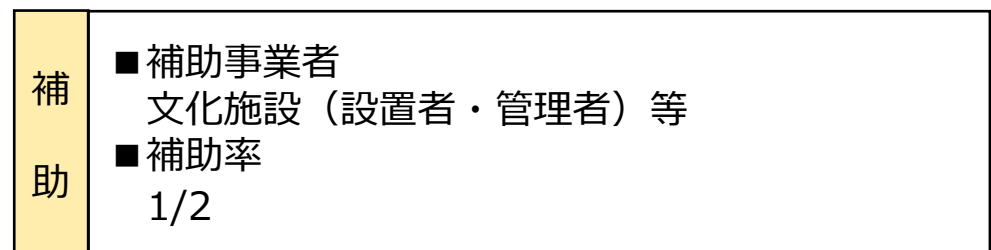
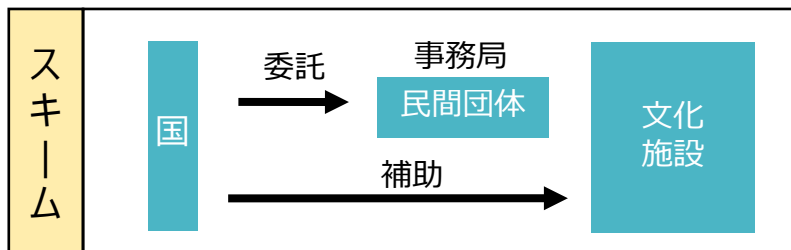
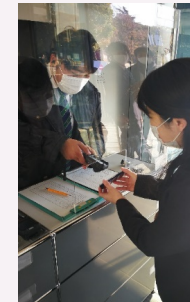
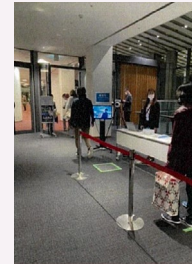
概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、文化芸術活動の基盤となる博物館や劇場・音楽堂等の文化施設に対して、活動の継続・発展を促すため、ウィズコロナを見据えた活動再開・再生に向けた取組を支援する。

事業内容

文化施設に対して、感染対策のための赤外線カメラ、空気清浄機等の確保、空気感染モニタリング、ICTを活用した感染対策に係る経費、施設・設備の抗菌等の清掃、オンラインチケット等のシステム導入経費、空調設備の改修・増設、トイレ等の抗菌改修工事経費のほか、配信機材確保・環境整備による「新たな活動」等への支援を行うことで、活動の継続や発展的な取組を促し、ウィズコロナを見据えた文化施設の活動再開・再生につなげる。

- 感染対策消耗品、赤外線カメラ、空気清浄機、ICTを活用した感染対策等に係る経費
- 施設・設備の抗菌等の清掃、オンラインチケット等のシステム導入経費
- 空調設備の改修・増設、トイレ等の抗菌改修工事経費
- 映像や音声の配信機材の確保、配信等の環境整備経費



背景・課題

新型コロナウイルス感染症の影響下において、劇場・音楽堂等で子供たちが文化芸術の鑑賞や体験をする機会が多く失われてしまっている。このため、多くの子供たちが、オペラ、バレエ、クラシック、歌舞伎、能楽、演劇等の舞台公演に触れることにより、豊かな創造力を涵養するため、劇場・音楽堂等における子供たちの鑑賞・体験の機会について支援し、子供たちが実演芸術に親しむことができる取組を推進。

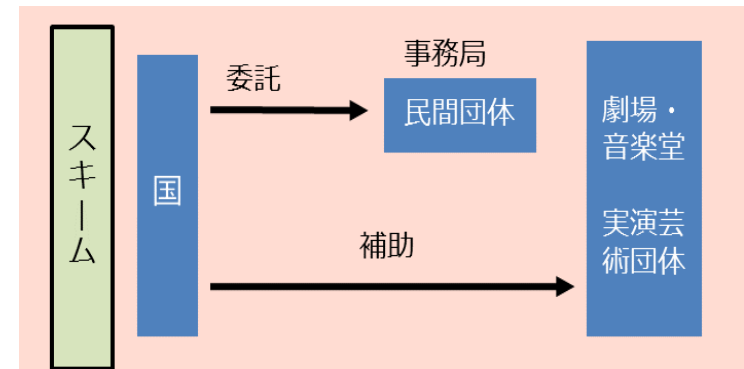
事業内容

● 支援対象事業

- ・【補助事業者】劇場・音楽堂等の設置者又は管理者、もしくは我が国の実演芸術団体であって、その実演芸術団体を構成する出演者・スタッフ等に高い専門性があること。
- ・【補助対象事業】舞台公演の専用ホールを有する劇場・音楽堂等で行われる一般向けの有料の舞台公演であって、一定数の座席数を子供無料座席とする公演

● 補助金額 (対象となる公演費用の1/2又は子供無料とした座席料金の総額の3倍のいずれか低い方を支援)

補助額 の上限	総座席数に占める 子供無料席の割合	申請補助額 (上限)	対象公演補助額 (上限)
	2割以上	4,000万円	● 公演費用の1/2 又は ● 子供無料とした座席料 金の総額の3倍 のいずれか低い方
	約1割～2割未満	3,000万円	



- ・ 子供たちに文化芸術鑑賞・体験機会を提供することで、豊かな創造力・想像力を養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術活動の発展につなげる。
- ・ 補助事業者による公演制作及び公演開催に伴う、経済効果の創出。

4. 国立文化施設等について

背景・課題

国立文化施設（国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会）が、ナショナルセンターとして我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には、文化観光の拠点として世界に向け発信するために必要な機能の充実と強化を図る。

事業内容

1. 国立文化施設の機能強化 31,404百万円（ 31,129百万円）

○ 運営費交付金

独立行政法人国立科学博物館

- **イノベーションセンター経費** 185百万円（ 168百万円 ）
ファンドレイジングの充実を図るとともに、科博のコレクションを用いた巡回展パッケージを開発し、外部への有償貸出を行うなど、多様な財源による自己収入の増加を推進する。

独立行政法人国立美術館

- **アート・コミュニケーションセンター（仮称）経費** 850百万円（ 850百万円 ）
我が国アートの国際的な評価向上と我が国美術館全体の底上げ、現代作家の育成をはじめとする我が国におけるアートの振興のナショナル・センターとしての機能を抜本的に強化する。

独立行政法人国立文化財機構

- **統合認証・セキュリティ基盤経費** 77百万円（ 新規 ）
多様化するサイバー攻撃やテレワーク環境に対応した、セキュリティ対策の全体最適化と施設平準化を実現するべく、統合システム基盤を整備する。

独立行政法人日本芸術文化振興会

- **国立劇場再整備関係経費** 1,638百万円（ 418百万円 ）
令和11年秋の開場に向け、令和4年度はPFI契約による、調査・設計監理や施設解体経費の一部等を措置。
- **舞台芸術グローバル拠点事業** 129百万円（ 新規 ）
国際的に普遍的価値を持つバレエ、オペラについて新国立劇場において人材育成マネジメントを刷新するなど新国立劇場を世界から集客可能なトップレベルの舞台芸術のアジアの拠点とし、グローバルに我が国の文化芸術を発信する。



舞台芸術グローバル拠点事業

写真：鹿摩隆司



国立劇場再整備関係経費

※国立劇場再整備に係る整備費用については、芸術文化振興基金の助成機能に配慮しつつ、芸術文化振興基金の財源等を一時的に活用し、PFI事業者に対する割賦払い手数料を縮減するなど国民負担を極力小さくするよう努める。

等

2. 国立文化施設の整備 400百万円（ 100百万円）

○ 施設整備費補助金

独立行政法人国立美術館

- 国立新美術館土地購入 400百万円（ 100百万円 ）

国立新美術館外観



国立アイヌ民族博物館の運営等

令和4年度予算額（案） 1,610百万円
（前年度予算額 1,523百万円）



① 国立アイヌ民族博物館の運営

1,382百万円（1,295百万円）

- 令和2年7月12日、アイヌ文化の復興・発展に関するナショナルセンターとして、北海道白老町に「国立アイヌ民族博物館」を中核施設とする「民族共生象徴空間（ウポポイ）」がオープン。
- アイヌ施策推進法に基づき、指定法人（公益財団法人アイヌ民族文化財団）に委託して「国立アイヌ民族博物館」の運営を行う。



アイヌの歴史や文化に関する正しい認識と理解の促進、新たなアイヌ文化の創造・発展に寄与
目標年間来場者数 100万人

ミッション達成に向けた主な取組

- **教育普及【拡充】**
 - ・教育旅行を対象としたグループレクチャー「初めてのアイヌ博」
 - ・博物館と学校との遠隔授業
 - ・博物館を活用した教員向け研修の充実 等
- **展示、情報発信【拡充】**
 - ・魅力ある展示により、アイヌの歴史と現代に息づくアイヌ文化を紹介
 - ・新たな生活様式に対応した映像「バーチャル博物館」の製作・配信
- **来館者サービス**
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底した来館者の受入れ
 - ・多言語対応（最大8言語）
 - ・キャッシュレス決済の導入
- **アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとしてのネットワーク強化**



国立アイヌ民族博物館外観 及び 常設展示

② アイヌ文化振興等事業

228百万円(228百万円)

- アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ文化の振興等を図るため、指定法人（公益財団法人アイヌ民族文化財団）が実施する事業に対して補助を行う。

- アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進に関する事業（アイヌ文化研究助成）
- アイヌ語の振興に関する事業（アイヌ語講座、アイヌ語発信講座 等）
- アイヌ文化の振興に関する事業（アイヌ文化フェスティバル、アイヌ工芸品展 等）
- アイヌ文化伝承者の育成



伝統的な儀式



アイヌ古式舞踊

経緯

- ・平成22年2月に文化審議会第50回総会において「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」の策定に向けて諮問し、文化芸術分野のアーカイブ構築に向けた検討を開始（同方針は平成23年2月閣議決定）。
- ・設置：平成24年11月（開館：平成25年5月）

目的

我が国の近現代建築に関する資料について、劣化、散逸、海外への流出等を防ぐことを目的として、全国的な所在状況の調査、関連資料を持つ機関（大学等）との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う。また、展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図る。

施設概要

- ・湯島地方合同庁舎内（東京都文京区）
 - 別館：展示292.2㎡、収蔵171.3㎡/RC造（昭和46年竣工）
 - 新館：事務、共用・その他/S造（昭和59年竣工）
 - ・西が丘第二住宅（東京都北区）
 - 共用棟：収蔵143.6㎡/RC造（平成18年竣工）
- 専有面積：延1,449.9㎡



旧岩崎邸庭園側入口



展示室



ロビー

予算・人員

- ・予算額：109百万円（令和3年度）
- ・職員数：12人（研究系9、事務系3）

教育普及 情報発信



外国人留学生向けの施設見学



データベースの公開

収蔵資料

21件 約16万点

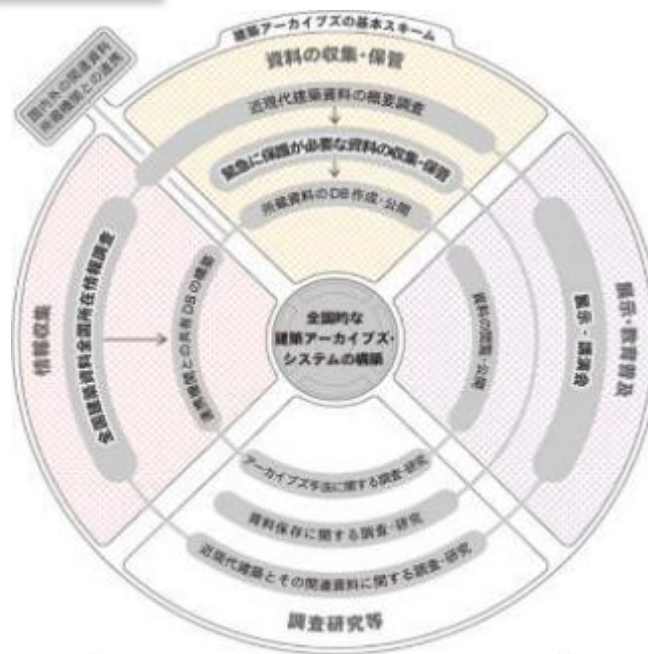
【主な収蔵資料群】

- ・坂倉準三建築設計資料
（図面約3万枚、マイクロフィルム約4千6百点等）
- ・吉阪隆正+U研究室建築設計資料
（図面、スケッチ、メモ、写真、書類等 約8千6百点）
- ・大高正人建築設計資料
（図面3万5千枚、図書約1千冊、マイクロフィルム約2万枚等）



収蔵庫1

事業の枠組



展覧会

年2回（春季及び秋季）開催
 入場者数累計約16.4万人
 「住まいの構想展」令和3年12月14日～令和4年3月13日



「住まいの構想展」令和3年12月14日～令和4年3月13日